

令和6年（2024年）8月

沖縄県後期高齢者医療広域連合議会
第2回定例会会議録

8月23日（金）

午前10時01分 開会

午後0時01分 閉会

令和6年第2回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会（8月定例会）会議録（第41号）

令和6年8月23日（金曜日）午前10時01分開会

○出席議員

2番	池城 健	議員	3番	座間味 靖	議員
4番	大城 喜弘	議員	5番	前川 秀和	議員
6番	宜保 安孝	議員	7番	伊佐 園恵	議員
8番	糸数 貴子	議員	9番	豊見山常和	議員
10番	國吉 雅和	議員	11番	福地 義広	議員
12番	新川 喜男	議員	13番	金城 由美	議員
14番	国吉 亮	議員	15番	永山盛太郎	議員
16番	赤嶺 秀徳	議員	17番	比嘉 拓也	議員
18番	大城 節子	議員	19番	吉浜 覚	議員
20番	我謝 孟範	議員	21番	知花 応樹	議員
22番	玉那覇 登	議員	23番	又吉 正信	議員
24番	浦崎 暁	議員	25番	岸本 一徳	議員

（定例会において議長選挙に伴い、13番と25番の議席変更あり。議席は最終。）

○欠席議員

1番 友寄 永三 議員

○説明のため出席した者

広域連合長	中村 正人	
副広域連合長	照屋 勉	
事務局長	比嘉 哲也	
総務課 課長	嘉陽 宗彦	主 査 宮平 隆
管理課 課長兼会計室長	山城 敬	副主幹 上里 郁美
		副主幹 玉城 あやの
事業課 課長	與那原 類	副主幹 吉満 憲彦
		副主幹 仲宗根 学
		副主幹 通事 勇生

令和6年第2回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会議事日程(第1号)

開 会 令和6年8月23日
閉 会 令和6年8月23日 会期1日間

日程	議案	番号	件名	備考等
1			会議録署名議員の指名について	
2			会期の決定について	
3			議長諸般の報告	
4			沖縄県後期高齢者医療広域連合長行政報告	
5	承認	1	専決処分の報告及び承認を求めることについて（沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）	
6	承認	2	専決処分の報告及び承認を求めることについて（沖縄県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）	
7	承認	3	専決処分の報告及び承認を求めることについて（沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）	
8	議案	6	沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	
9	認定	1	令和5年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について	
10	認定	2	令和5年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算認定について	
11	議案	7	令和6年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）	
12	議案	8	令和6年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）	
13			一般質問	○伊佐 園恵 ○福地 義広 ○我謝 孟範 ○吉浜 寛 ○糸数 貴子
14			討論・採決	
15			議会運営委員会の閉会中の継続審査申出書（閉会中の継続審査の申し出）	議会運営委員会

令和6年第2回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会議事日程(第1号の追加1)

開 会 令和6年8月23日
閉 会 令和6年8月23日 会期1日間

日程	議案	番号	件名	備考等
1			議長の辞職許可	

令和6年第2回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会議事日程(第1号の追加2)

開 会 令和6年8月23日
閉 会 令和6年8月23日 会期1日間

日程	議案	番号	件名	備考等
1			議長の選挙	
2			議長の議会運営委員の辞任	
3			議席の一部変更	
4			議会運営委員会委員の選任について	

(午前10時01分 開会)

○議長(金城由美)

皆様、おはようございます。

これより令和6年第2回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

現在の出席人数は23名であります。議員定数は25名で定足数は13名です。よって、定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しているとおりでございます。

休憩いたします。

(午前10時01分 休憩)

(午前10時03分 再開)

○議長(金城由美)

それでは、再開いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において10番、國吉雅和議員、11番、福地義広議員を指名いたします。

○議長(金城由美)

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日8月23日の1日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

御異議なしと認めます。

よって、会期は8月23日の1日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定については、配付しました議事日程表のとおりであります。

○議長(金城由美)

続きまして、日程第3、議長諸般の報告を行います。

1番、友寄永三議員より、本日は欠席する旨の届出がございました。

次に、7月24日付で沖縄県後期高齢者医療広域連合長から議案書の送付がありました。

併せて、令和5年度一般会計及び特別会計の主要施策の成果の説明も執行部より提出されております。

議案書の115ページより添付していますので、お目通しをお願いいたします。

また、議案書106ページ、監査委員より令和5年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書及び議案書159ページ、令和5年度定例監査結果報告、議案書161ページより令和5年12月分から令和6年5月分までの例月現金出納検査結果報告が提出されております。写しを添付しておりますので、後ほど御確認ください。

また、議会運営委員長より、議会運営委員会の継続中の継続審査の申出書が提出されていますので、後刻、議題といたします。

○議長(金城由美)

続きまして、日程第4、沖縄県後期高齢者医療広域連合長より、行政報告の申入れがありますので、発言を許します。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

議員の皆様、おはようございます。

暑い中、さらには8月定例議会ということで、遠い地域からお越しをいただき心より感謝と御礼を申し上げます。

行政報告と御挨拶を申し上げます。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化が実施され、現在使用している紙ベースの健康保険証が、令和6年12月2日以降は廃止とされることとなっております。

現在、国においては、利用率の低いマイナ保険証の現状を踏まえ、利用促進を図るため、普及に向けた様々な取組が実施されているところであり、当広域連合においても、ホームページやリーフレットの送付などで周知を図り、利用率の向上に取り組んでおります。

本医療制度は、団塊世代が全て後期高齢者入りする「2025年問題」などにより医療費の増加が見込まれ、高齢者医療制度を支える現役世代の減少により、制度の運営状況は厳しくなることが予想されております。

また、国において、全世代型社会保障制度の改革を進めており、後期高齢者を取り巻く環境は大きな変革の時期を迎えております。

当広域連合におきましても、国の動向について十分に注視しながら、国が進める制度改正に対して適切に対応をしていくとともに、県・構成市町村と連携を図り、高齢者の皆様が安心して受診できるよう、制度の安定運営の推進に努めていくところでございます。

議員の皆様におかれましては、後期高齢者医療制度の適正かつ安定した運営の実施に向けて、引き続きお力添えを賜りますよう心よりお願いを申し上げます。

それでは、令和6年第2回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たり、行政報告を申し上げます。

前回定例会が今年の2月2日に開催されておりますので、その日以降、本日までの後期高齢者医療行政につきまして概要の報告をいたします。

4月1日に定期人事異動があり、構成市町村から9名の新規職員を迎え入れ、新たな気持ちで令和6年度をスタートさせております。

5月18日に、春季九州後期高齢者医療広域連合長会議が佐賀県において開催され、厚生労働大臣への要望事項について協議をいたしました。

6月7日には、全国後期高齢者医療広域連合長会議が東京都で開催され、九州地区をはじめ、全国各地の協議会から出された要望事項、マイナンバー制度関連について、標準システム関連について、今後の保険料引き上げに対する措置について、こども・子育て支援金制度についてなど計8項目を取りまとめ、全国広域連合長より、厚生労働大臣宛て要望書が手交されました。

本日は、定例会には、承認3件、認定2件、議案3件、合計8件の議案を提出しております。

御審議のほど、よろしくお願いを申し上げ、行政報告といたします。

以上であります。

○議長(金城由美)

ただいま連合長より行政報告が終わりました。

続きまして、日程第5、承認第1号、専決処分の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

承認第1号、専決処分の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和6年8月23日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、詳細につきましては、事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(金城由美)

比嘉哲也事務局長。

○事務局長(比嘉哲也)

ハイサイ、おはようございます。事務局長の比嘉でございます。よろしくお願いいたします。

承認第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、専決処分の報告及び承認を求めることについて御説明いたします。

条例改正の理由につきまして、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の条文に誤りがあったため、一部を改正する必要が生じたためでございます。

前回令和6年2月議会において、一部誤った条文の改正により御迷惑をおかけしました。深くお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

それでは、専決処分の理由でございますが、議会の議決すべき事件について早急に改めるべき事項であったため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

条例の改正部分につきましては、議案書5ページの新旧対照表を御覧ください。今回改められた箇所を下線で示しております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(金城由美)

これより質疑に入りますが、通告に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結します。

○議長(金城由美)

続きまして、日程第6、承認第2号、専決処分の報告及び承認を求めることについて（沖縄県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

承認第2号、専決処分の報告及び承認を求めることについて（沖縄県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、沖縄県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和6年8月23日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、詳細につきましては、事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたしますを申し上げます。

○議長(金城由美)

比嘉哲也事務局長。

○事務局長(比嘉哲也)

承認第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて御説明いたします。

議案書の7ページをお開きください。

今回の条例改正理由は、令和5年人事院勧告及び沖縄県人事委員会勧告に基づき、沖縄県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

改正内容につきましては2点ございます。1点目は、人事院勧告等に基づき会計年度任用職員の給料表を改正するものでございます。適用につきましては、令和5年4月にさかのぼって適用し、差額分を令和6年3月分に含めて支給するものでございます。

2点目に、当該条例の一部を改正し、令和6年度から常勤の職員と同様に会計年度任用職員についても勤勉手当を支給するものでございます。これにより会計年度任用職員の期末・勤勉手当が年2.45月から4.5月の率の引き上げとなります。

専決処分の理由でございますが、改定後の給与月額を令和5年4月適用開始とするためであり、また、勤勉手当の支給日が令和6年6月10日であることから、議会の議決すべき事件について特に急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、去る3月11日付、専決処分を行ったものであります。

条例の改正部分につきましては、議案書の14ページから21ページの新旧対照表を御覧ください。今回改められた箇所を下線で示しております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします申し上げます。

○議長(金城由美)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、通告に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結します。

○議長(金城由美)

続きまして、日程第7、承認第3号、専決処分の報告及び承認を求めることについて（沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

承認第3号、専決処分の報告及び承認を求めることについて（沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）、地方自治法第292条の規定により準用する同

法第179条第1項の規定により、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和6年8月23日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、詳細につきましては、事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくをお願い申し上げます。

○議長(金城由美)

比嘉哲也事務局長。

○事務局長(比嘉哲也)

承認第3号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて御説明いたします。

議案書23ページをお開きください。

条例改正の理由につきまして、これまで会計年度任用職員については勤勉手当の支給対象外であったことから、育児休業中の勤勉手当の支給に関する規定についても除外しておりました。

しかし、令和6年度より会計年度任用職員も勤勉手当の支給対象となることから、育児休業中である会計年度任用職員も勤勉手当の支給に関する規定を適用できるよう、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正内容は、育児休業中の会計年度任用職員について、基準日以前6か月以内において勤務した期間がある職員については、正職員同様に勤勉手当を支給するものでございます。

専決処分の理由でございますが、職員の期末手当の支給日が6月10日であることから、議会の議決すべき事件について特に急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、去る3月11日付、専決処分を行ったものであります。

条例の改正部分につきましては、議案書の28ページの新旧対照表を御覧ください。

今回改められた箇所を下線で示しております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(金城由美)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、通告に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(金城由美)

続きまして、日程第8、議案第6号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

議案第6号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、上記の議案を別紙のとおり提案する。

令和6年8月23日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

提案理由。

一部負担金の減額、免除または徴収猶予並びに徴収に関する処分の取扱いについての一部改正及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日が令和6年12月2日と定められたことにより、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要がある。

なお、詳細につきましては、事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(金城由美)

比嘉哲也事務局長。

○事務局長(比嘉哲也)

議案第6号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを御説明いたします。

条例改正の理由につきまして、一部負担金の減額、免除または徴収猶予並びに徴収に関する処分の取扱いについての一部改正に伴う関係条文の一

部改正及び現行の被保険者証が令和6年12月2日以降、発行されなくなることに伴い、条例中の被保険者証の返還を求める規定を削除する必要があるためでございます。

条例の改正部分につきましては、議案書の31ページから32ページの新旧対照表を御覧ください。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(金城由美)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、通告に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結します。

○議長(金城由美)

続きまして、日程第9、認定第1号、令和5年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

認定第1号、令和5年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和5年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算を別紙の監査委員の意見を付して議会の認定に付す。

令和6年8月23日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、詳細につきましては、事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(金城由美)

比嘉哲也事務局長。

○事務局長(比嘉哲也)

認定第1号、令和5年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

議案書の36・37ページをお開きください。決算総括における収支実績でございます。

収入済額2億9,838万4,415円、支出済額は2億7,130万434円です。

収入済額から支出済額を差引いた残額は、2,708万3,981円となっております。

初めに、歳入について事項別明細書で御説明いたします。

46・47ページをお開きください。款ごとの収入済額について説明いたします。右側47ページの収入済額の欄を御覧ください。

第1款分担金及び負担金は、市町村からの事務費負担金です。収入済額は2億7,800万円です。

第5款繰越金は、令和4年度の決算収支残高の剰余金額を計上しています。収入済額は2,035万6,113円です。

第6款諸収入は預金利子と雑入です。収入済額は2万8,302円です。

歳入合計です。収入済額2億9,838万4,415円です。不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。52・53ページの事項別明細書を御覧ください。款ごとの支出済額、不用額について御説明いたします。

第1款議会費は、支出済額が215万4,350円で、不用額は128万2,650円です。

第2款総務費は、支出済額が2億6,914万6,084円です。不用額は2,439万5,916円です。

56・57ページをお開きください。

第3款公債費は、費目存置で支出はありません。

第4款予備費は、予算現額の計が140万1,000円で、予備費充用額は3万4,000円です。

歳出合計、支出済額2億7,130万434円となっております。

その他、附属調書といたしまして、60ページに実質収支に関する調書を掲載しております。

また、106ページ以降は特別会計を含め、監査委員による決算審査意見書と、115ページに主要施策の成果の説明を掲載しております。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(金城由美)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、通告に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(金城由美)

続きまして、日程第10、認定第2号、令和5年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

認定第2号、令和5年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和5年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付して議会の認定に付す。

令和6年8月23日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、詳細につきましては、事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(金城由美)

比嘉哲也事務局長。

○事務局長(比嘉哲也)

認定第2号、令和5年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

議案書の66・67ページをお開きください。

決算総括における収支実績です。収入済額1,576億4,663万5,643円で、支出済額1,525億4,415万2,733円です。

収入済額から支出済額を差し引いた残額は51億248万2,910円となっております。

次に、歳入について事項別明細書で御説明いたします。

76・77ページをお開きください。款ごとの収入済額等について御説明いたします。

第1款市町村支出金は、市町村から拠出された事務費、保険料、療養給付費に係る負担金で、収入済額は283億7,176万2,931円です。

第2款国庫支出金は、収入済額498億2,219万6,838円です。

78・79ページをお開きください。

第3款県支出金は、収入済額134億7,136万2,206円です。

80・81ページをお開きください。

第4款支払基金交付金は、収入済額632億2,122万5,634円です。

第5款特別高額医療費共同事業交付金は、収入済額9,944万4,688円です。

82・83ページをお開きください。

第6款財産収入は、利子等で費目存置で収入はございません。

第7款寄附金は、費目存置で収入はございません。

第8款繰入金は、保険給付費等準備基金からの繰入金で、収入済額は19億7,643万円です。

第9款繰越金は、令和4年度の収支差引残額を計上したもので、収入済額は5億1,848万7,836円です。

第10款諸収入は、収入済額1億6,572万5,510円です。不納欠損額は1,092万9,248円で、その収入未済額については、計7,552万2,103円です。

以上、特別会計の収入済額合計は、1,576億4,663万5,643円となります。

次に、歳出について事項別明細書で御説明いたします。

88・89ページをお開きください。款ごとの支出済額、不用額について御説明いたします。

第1款総務費は、支出済額6億1,543万6,640円です。不用額は2億9,777万3,360円で、主な不用額は、11節役務費の8,283万3,151円、12節委託料の1億4,524万1,336円、13節使用料及び賃借料の5,907万8,810円です。

90・91ページをお開きください。

第2款保険給付費は、支出済額1,500億4,646万1,152円で、不用額は55億1,963万5,848円です。

主な不用額は、療養給付費で49億5,545万9,043円です。

92・93ページをお開きください。

第3款県財政安定化基金拠出金は、県に設置された基金への拠出金で、費目存置となっております。

第4款特別高額医療費共同事業拠出金は、支出済額1億1,697万6,396円、不用額2,470万3,604円です。

第5款保健事業費、支出済額は6億8,290万

9,803円で、不用額2億1,614万8,197円です。

94・95ページをお開きください。

第6款基金積立金は、保険給付費等準備基金への積立金です。

支出済額は1,007万1,000円です。

第7款公債費は、費目存置で支出はありません。

第8款諸支出金は、国・県や市町村及び支払基金への償還金と被保険者への保険料還付金等となっています。

支出済額は10億7,229万7,742円で、不用額は8,698万3,258円となっております。

96・97ページをお開きください。

第9款予備費は、予算現額の計が1,457万4,000円で、予備費充用額は5,000円です。

歳出合計です。支出済額1,525億4,415万2,733円となっております。翌年度繰越額はございません。

その他の附属調書について、100ページに実質収支に関する調書を添付しております。

先ほど申し上げましたように、101ページに財産に関する調書を、102ページには基金の運用状況に関する調書を添付しております。

106ページ以降は一般会計を含め監査委員の決算審査意見書、115ページに主要施策の成果の説明を掲載しております。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(金城由美)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、通告に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結します。

○議長(金城由美)

続きまして、日程第11、議案第7号、令和6年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

議案第7号、令和6年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)、令和6年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算

(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条第1項歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,708万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,411万8,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和6年8月23日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、詳細につきましては、事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(金城由美)

比嘉哲也事務局長。

○事務局長(比嘉哲也)

議案第7号、令和6年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

議案書の124・125ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。ページ下の歳入合計、歳出合計の欄を御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出ともに補正前の額2億9,703万6,000円に2,708万2,000円を補正増し、3億2,411万8,000円とするものでございます。

132・133ページをお開きください。

歳入について、事項別明細書で御説明いたします。

5款1項1目繰越金に2,708万2,000円増額し、補正後の額を2,708万3,000円とするものでございます。

こちらは、令和5年度一般会計歳入歳出決算認定の中で説明しました、歳入歳出差引額を前年度繰越金として増額補正するものでございます。

次に134・135ページをお開きください。歳出について御説明いたします。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費2億9,081万6,000円に1,354万1,000円を補正増し、補正後の額を3億435万7,000円とするものでございます。

内訳としましては、前年度繰越金が構成市町村

からの負担金であることから、負担割合に応じて、構成市町村へ償還金として支出するための補正でございます。

また、令和4年4月1日施行の沖縄県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例の規定に基づき、24節積立金へ1,354万1,000円を積み立てるものがあります。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(金城由美)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、通告に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結します。

○議長(金城由美)

続きまして、日程第12、議案第8号、令和6年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

議案第8号、令和6年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)、令和6年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条第1項歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51億6,349万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,847億6,773万1,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和6年8月23日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、詳細につきましては、事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(金城由美)

比嘉哲也事務局長。

○事務局長(比嘉哲也)

議案第8号、令和6年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

議案書の140・141ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。表の下段合計を御覧ください。今回の補正は、歳入・歳出ともに補正前の額1,796億423万3,000円に51億6,349万8,000円を補正増し、1,847億6,773万1,000円とするものでございます。

歳入について、事項別明細書により御説明いたします。148・149ページをお開きください。

1款市町村支出金1項市町村負担金3目療養給付費負担金に6,041万3,000円を補正増し、138億858万6,000円といたします。

こちらは令和5年度の医療費の実績に基づき、追加で負担を求めるものでございます。

2款国庫支出金2項国庫補助金2目調整交付金に60万4,000円を増額し、132億1,008万8,000円といたします。

9款繰越金に51億248万1,000円増額し、51億248万2,000円といたします。

こちらは、令和5年度特別会計の決算により生じた歳入歳出差引額を、令和6年度特別会計において前年度繰越金として増額補正を行うものでございます。

150・151ページをお開きください。

歳出について事項別明細書により御説明いたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費に3億921万7,000円を増額し、12億2,416万4,000円といたします。

こちらは、令和5年度市町村共通経費の清算による償還金が主な内容となっております。

第7款基金積立金です。1項基金積立金1目保険給付費等準備基金積立金に9億9,999万9,000円増額し、10億円といたします。

こちらは、前年度繰越金のうち、国・県・市町村及び支払基金へ精算金を償還した後の残高について、2分の1以上を基金に積み立てることとなっているため、保険給付費等準備基金へ積み立てるものでございます。

第9款諸支出金1項償還金及び還付加算金2目

償還金に36億1,962万5,000円を増額し、36億1,962万6,000円といたします。

こちらは、国・県・市町村及び支払基金への精算による償還金です。

第10款予備費は2億3,465万7,000円を増額し、2億3,746万円といたします。

こちらは、前年度繰越金から精算による償還を行い、基金への積み立てを行った後、残った部分を予算外の支出または予算超過の支出に充てるため予備費に計上しております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(金城由美)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、通告に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(金城由美)

続きまして、日程第13、これより一般質問を行います。

発言時間は、当局答弁を含めず10分以内となっております。

なお、本日の質問者は、一般質問日程表のとおりであります。

順次発言を許します。

伊佐園恵議員の一般質問を許します。

伊佐園恵議員、登壇を願います。

○伊佐園恵議員

南風原町の伊佐でございます。一般質問をさせていただきます。

1. D X班設置等に向け、進捗状況はどのあたりか。

(1)総務省が示しているD X推進において、現在ステップ何(数字)にあるかでございます。よろしく申し上げます。

○議長(金城由美)

嘉陽総務課長。

○総務課長(嘉陽宗彦)

伊佐園恵議員の御質問にお答えいたします。

広域連合では、D X(デジタルトランスフォーメーション)とは、デジタル技術を用いて業務の

効率化を図ることと認識しております。総務省自治体D X推進手順書では、取組状況に応じてステップ0からステップ3の4段階に分類されており、ステップ0は認識共有・機運醸成、ステップ1は全体方針の決定、ステップ2は推進体制の整備、ステップ3はD Xの取組実行に分類されております。

現在、広域連合では、推進チームを立ち上げているところでございますので、ステップ0の段階にあると考えております。

なお、D X推進への取組に関しましては、これまで会議・研修等をオンラインにて実施、銀行取引をデータ転送処理にて実施、療養費申請書A I O C Rシステムにつきましては、令和6年度に導入しており、各課においてD X推進に取り組んでいるところでございます。

○議長(金城由美)

伊佐園恵議員。

○伊佐園恵議員

ありがとうございます。

私が前回の議会のときに一般質問をさせていただきましたが、そのときはD X班など設置に向けてということでお話をございました。その進捗状況を教えていただけますか。お願いします。

○議長(金城由美)

嘉陽総務課長。

○総務課長(嘉陽宗彦)

伊佐園恵議員の一般質問にお答えいたします。

前回定例会におきまして、伊佐園恵議員からD X課の設置要望についての一般質問に対し、広域連合では、「各課よりI Tに詳しい職員を選任し、D X推進チームの設置を検討する」と答弁しております。

今後、D Xの果たす役割がより重要度を増すことが予想されますことから、これまで各課において取り組んでいたD Xの推進を、今年度より各課から選任した職員で推進チームを立ち上げ、必要に応じて財源等を確保し、業務の効率化及び行政サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長(金城由美)

伊佐園恵議員。

○伊佐園恵議員

ありがとうございます。国際的、全国的、そして各市町村において、近年SDGsのキーワードであります包括的、いわゆる様々な方々に向けての対応が求められていると思います。マイナンバーを含むAIや電子決済、SNS等のDX化は今後必要になってくると考えます。私も実際に対応している立場として感じております。

今後、一層のDX化のステップをぜひ進めてほしいですが、どうでしょうか。よろしくお願いします。

○議長(金城由美)

嘉陽総務課長。

○総務課長(嘉陽宗彦)

今後、DXの果たす役割はより重要度を増すことは理解しておりますので、各広域連合等を参考にしながら進めてまいりたいと思います。

○議長(金城由美)

伊佐園恵議員。

○伊佐園恵議員

質問は以上になります。ありがとうございます。

○議長(金城由美)

これをもって伊佐園恵議員の一般質問は終わります。

続きまして、福地義広議員の一般質問を許します。

福地義広議員、登壇を願います。

○福地義広議員

福地でございます。一般質問をさせていただきます。

1. マイナ保険証を有しない被保険者への資格確認書の交付について。

マイナンバーカードは任意申請により交付されるものであるが、これに保険証を紐づけるように広報され、保険証自体は今年12月に廃止されるとされている。廃止後に交付される資格確認書について以下伺います。

(1) 資格確認書に有効期限はあるのか。

(2) 有効期限が切れた後の再交付手続等はどうなるのか。

(3) マイナ保険証を使用しないことによる不利益はあるのか。

2. 配付資料No.2の16ページ上段(8)沖縄県の差押え状況(令和元年度～令和5年度)について伺います。

(1) 令和5年度の預貯金差押え物件数が例年の4倍に増加しています。その理由について伺います。

(2) 市町村ごとの預貯金差押え件数は具体的にどのようになっているのかについて伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長(金城由美)

山城管理課長。

○管理課長・会計室長(山城敬)

福地議員の、初めに1-(1)資格確認書に有効期限はあるのかについてお答えいたします。

資格確認書は、被保険者証同様に有効期限がございます。厚生労働省の事務連絡によると、資格確認書の有効期間は、現行の被保険者証の有効期限の運用を踏まえ各広域連合で設定することとなっていることから、令和6年12月2日以降に発行する資格確認書の有効期限は、令和7年7月31日までとなっております。

次に1-(2)有効期限が切れた後の再交付手続等はどのようになるのかについてお答えいたします。

有効期限が切れた後の再交付手続等について、資格確認書の有効期限が切れる前にマイナ保険証をお持ちでない方に対して、御本人の申請によらず、保険者(沖縄県後期高齢者医療広域連合)が資格確認書の交付を行うこととなっております。

次に、1-(3)マイナ保険証を使用しないことによる不利益はあるのかについてお答えいたします。

マイナ保険証をお持ちでない方については、被保険者証と同様に使用することが可能な資格確認書を交付いたしますので、マイナ保険証を使用しないことによる不利益はないものと考えております。

マイナ保険証を利用するメリットとして、①被保険者が同意すれば、初めての医療機関でも特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医者等と共有ができる。

②自分の特定健診情報や薬剤情報を閲覧できる。

③限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除できる。

④引越しをしてもマイナ保険証を健康保険証としてずっと使うことができるなどがあります。

続きまして、2-(1)令和5年度の預貯金差押え物件が例年の4倍に増加している。その理由を伺うについてお答えいたします。

令和5年度の預貯金等差押え物件数の増加した理由についてですが、昨今、新型コロナウイルス感染症拡大による収入減少などの社会的要因もあり、市町村の徴収業務としても預金調査を行っても差押え執行には至らず、納付相談などで自主納付を促し対応していた状況でしたが、新型コロナウイルス感染症の位置づけが令和5年5月8日から5類感染症になり、元の生活に戻りつつある中で差押え執行につながったこと。また、一部市町村で収納対策として納税担当部署と連携したことによって、執行件数が増えたと報告を受けております。

2-(2)市町村ごとの預貯金差押え件数はどのような状況になっているのかについてお答えいたします。

市町村ごとの預貯金の差押え件数につきましては、5市3町で執行しており、実人数として64名、給与や年金等の預貯金が58件、その他生命保険や土地の賃貸料などの差押え物件が6件となっております。

○議長(金城由美)

福地義広議員。

○福地義広議員

再質問をさせていただきます。

まず資格確認書、この交付手続についてなんです、今答弁の中で申請によらずに保険者の方に交付をするというお話でした。

後期高齢者ですから75歳以上の皆さんですので、市町村が申請によらずに期限が切れた方については資格確認書を交付するというふうに理解をしていいのかどうか確認をしたいと思います。

それから差し押さえ件数の話です。市町村ごとの預貯金の差し押さえ件数が5市3町で執行され、64名の給与であるとか年金、土地等の賃料についての差し押さえが可能になるということなんです、差し支えがなければ、この5市3町について市町村名について教えていただければと思います。

以上です。

○議長(金城由美)

山城管理課長。

○管理課長・会計室長(山城敬)

福地議員の再質問にお答えいたします。

資格確認書については、被保険者証の申請によらず市町村のほうで交付することになっております。

差し押さえの5市3町ですが、5市としては那覇市、宜野湾市、浦添市、沖縄市、うるま市の5市です。町といたしましては、金武町、久米島町、八重瀬町の3町となっております。以上です。

(「以上です」と言う者あり)

○議長(金城由美)

これをもちまして、福地義広議員の一般質問を終わります。

次に、我謝孟範議員の一般質問を許します。

我謝孟範議員、登壇を願います。

○我謝孟範議員

おはようございます。質問項目に入る前にひと言述べたいと思います。

マイナンバー制度がどうしてあるかということで、財界から再三要請され、政府がこれに基づいて導入を決定したわけですが、現在、政府の思惑どおりにはいかなくて、結果的に任意でしかマイナンバー制度を導入できないと、そういうことで多くの反対者がいらっしゃるわけでございます。

なぜ反対者がいらっしゃるかという理由といたしましては、やはり個人のプライバシーが1つに包含されて他人の手に渡ったら全て丸裸にされると、それからまた預貯金等の資産が全部他人の手に渡ったら、個人のプライバシーがその中の状況も全部把握されると、そしてまた、疾病の状況も把握されて商業の利害にも関わり、やはり財界がいかに要望しているかがその中からも見て取れるわけでございますので、そういうことで現在の紙の保険証、それをなくしてまでマイナンバー制度の導入を1つの基点にしようという、そういうことが政府の思惑があると思われまので、その点に基づいて質問をいたしたいと思います。

それでは、マイナンバー制度関連についてでご

ざいますが、１．後期高齢者医療制度に関する要望書が厚生労働省に出されておりまして、その中身について引っかかる点がありますので、その点の問題点を問いただしたいと思います。

③マイナ保険証利用率向上のため、国の責任で医療機関及び薬局に対して利用促進を要望し、取組を強化することということで、その中身の中でうたわれておりますので、(イ)その点の意図があるのかどうか、それをお伺いしたいと思います。

２つ目 (ロ) マイナ保険証利用率は現在何パーセントになっておりますでしょうか。把握できておりましたら、それをお尋ねしたいと思います。

そしてまた、(ハ)の３つ目の件でございますが、多くの医療機関・被保険者が今までの紙の保険証を残してほしいという声が多大であります。この問題に対してどう捉えていらっしゃるかお尋ねしたいと思います。

以上、自席で質問いたしたいと思います。

○議長(金城由美)

嘉陽総務課長。

○総務課長(嘉陽宗彦)

我謝孟範議員の(イ)の上記③の意図は何かについてお答えいたします。

③の要請文は、令和６年６月１２日に全国後期高齢者医療広域連合協議会から武見厚生労働大臣宛てに提出した要望書でございます。

マイナンバー制度につきまして、令和５年６月９日に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が交付され、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を基本とする仕組みに移行されておりますが、マイナ保険証の利用促進が全国で行われているところでございます。

当広域連合におきましても、被保険者に対しマイナ保険証を利用していただくよう、構成市町村と協力し、周知・広報に努めているところではございますが、さらなる利用率の向上に向けて国がリーダーシップを取って医療機関及び薬局に対して利用促進を要請し、取組を強化してもらうよう要望するものでございます。

○議長(金城由美)

山城管理課長。

○管理課長・会計室長(山城敬)

我謝孟範議員の(ロ) マイナ保険証利用率についてお答えいたします。

沖縄県の令和６年６月の利用率は２．９０％となっております。

続きまして、(ハ)多くの医療機関、被保険者が紙の保険証を残してほしいという声がある。どう捉えるかについてお答えいたします。

令和６年１２月２日以降は、現行の被保険者証が廃止されますが、マイナ保険証をお持ちでない方には、資格確認書を交付することになっております。資格確認書を医療機関や薬局窓口で提示することで、マイナ保険証をお持ちでない被保険者がこれまでどおり受診していただくことが可能となっております。資格確認書により、これまでとほぼ同様の活用になるものと考えております。

○議長(金城由美)

我謝孟範議員。

○我謝孟範議員

皆さんが今現在、連合会長も御意見を述べておりましたが、やはりこれは政府の政策にのっかった中での要望書を提出した形になっているかに見えているわけなんですよ。

本来、この組織というのは政府が決めたことを淡々とやるべきであって、政府の方針と一緒に今現在の現状、わずか２．数パーセントの沖縄県のマイナンバーに対しての率ははるかに悪く、多くの医療機関から、保険者から、やはり今までの紙の保険証を残してほしいと、混乱が生じている中で出てきているわけですから、こういうものを鑑みて厚労省に対しての要請を行うべきではないでしょうか。

この文面から見ますと、この機関が、私たちの機関が厚労省に対して一緒になって政策をやらすような、政策を実施させるようなことを奨励しているかのような状況だと思うんですね。それをお認めになるのかどうか。

いや、そういう意図ではなくて、本当に違う形で要望書を国のほうに連合は出したのか、それをもう一度、これ事務方の判断ではちょっと難しいと思いますので、連合会の長がそこら辺はもうちょっと煮詰めて答弁してもらいたいと思います。

○議長(金城由美)

嘉陽総務課長。

○総務課長(嘉陽宗彦)

我謝孟範議員の再質問にお答えいたします。

マイナンバー制度関連につきましては、国会の場で議論されておりまして、制定された法律でございますので、広域連合の役割としては、法律に基づき粛々と進めていくところでございます。以上です。

○議長(金城由美)

我謝孟範議員。

○我謝孟範議員

この3点の質問に対して、事務方からの答弁はありましたが、やはり連合長の捉え方として、この3点、どういうふうに捉えていらっしゃるのか、答弁をもらいたいと同時に、今、政府がいろいろ行っている紙の保険証を12月で廃止し、そしてまた新たに紙の保険証を違う形で発行すると、本当に無駄なことを政府はやらんとしているわけでありますので、またマイナンバーカードに移行した中でも資格証明書等が必要だと、マイナンバーだけでは医療機関は混乱すると、顔認証ができないと、そういう様々な面が現場では出て、そういう声が出ているわけですから、やはり慎重にそういうことを判断して厚労省なり政府なりに、ちゃんと沖縄県民の声を反映した形で、現状を反映した形で声を上げていくことを認識してもらいたいと思いますので、もう一度、どういうふうに捉えているのか、それを確認したいと思います。

○議長(金城由美)

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

お答えをいたします。

先ほど来から事務局のほうから法的事項、それに関わる内容等の説明をさせていただいております。ただ単に我々はそういった行政の内容を預かる身として、質問の内容等に関して我々としてはしっかりとそれを県民に対して広報周知をしております。

内容に関しては、国が多くの国民に対してマイナ保険証ということでマイナンバーカードも含めて周知方というのは遅れをし、また周知をしっかりと

りで行っていなかったところも御認識をしているところもあり、こういったものが進んでいなかったというようなことは大いに反省をするところでありますけど、デメリットばかりを言っているわけではなくて、メリットもございます。

1つの例からすると、マイナ保険証、マイナンバーカードを登録するということで、救急搬送された場合にはそのカードに多くのデータ化をされているということがあり、この方々が疾患を持っている際には、これに基づいて医者が治療をしていくというようなことの事例も報告をされていることもあります。

これまでのやり方、仕方に対してデジタル化を用いることによって、薬、診療、いろいろなものに対してこういったものが活用される。さらには人手不足になっているときに、医療機関に受診をするときの受付の際に顔認証等によって人手を使わなく認証で受付ができるというようなことも含めて、こういったところを次世代に合わせて行っていくと。

さらに、今はもうあらゆる機関において皆さんがお持ちである携帯電話等に含めて、これの登録ができて、カードを持ち歩かなくてもそれで住民票、いろいろなものに活用できていくというようなことも含めて、そういったところを普及していくということも、これからまだまだ周知活動に対しては怠っている部分もございますけど、そういったことを国民・県民の皆さんが活用していくと、一つ一つ便利さを感じていくような時代に向かっていくのではないかなと感じております。

しかしながら、まだまだ高齢者の皆様に対してしっかりと説明と普及・促進、周知がまだまだできていない部分に関しては、全力を挙げてそういったことを取り組んでまいりたいと思います。そういった不便を感じる方々には、資格の部分に関しても発行するというのも国が制度的に行っておりますので、それに従い我々はその制度を用いて、よりサービスの提供の向上に向けて発信をしてまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお祈りを申し上げます。以上であります。

○議長(金城由美)

以上ですか。

(「はい」と言う者あり)

○議長(金城由美)

では、これをもって我謝孟範議員の一般質問を終わります。

次に、吉浜覚議員の一般質問を許します。

吉浜覚議員、登壇を願います。

○吉浜覚議員

広域連合を組織する関係市町村の議会への議決事件の通知について質問いたします。

地方自治法第287条の4及び第291条の規定に基づき、広域連合で処理する事務が、本来は広域連合を組織する市町村の業務であり、両団体は密接な関係にあることに鑑み、広域連合の議会の議決すべき事件のうち重要なものについて、広域連合を組織する関係市町村にあらかじめ通知をするとともに、議決の結果についても通知をしている。

しかし、広域連合は、広域連合を組織する関係市町村の議会とも密接な関係にあることを鑑みるが、広域連合で処理する事務が適正に伝わっていない現状だと認識をする。

ついては、広域連合を組織する関係市町村の議会とも密接な関係を築くためには、広域連合を組織する関係市町村と同様に、広域連合を組織する関係市町村の議会へ通知の運用が可能かを伺う。

○議長(金城由美)

嘉陽総務課長。

○総務課長(嘉陽宗彦)

吉浜覚議員の広域連合を組織する関係市町村の議会へ議決事件の通知についての御質問にお答えいたします。

議決事件の通知につきましては、地方自治法第287条の4に基づき、構成市町村長へ議決事件及び議決結果を通知しなければならないとあります。

一方、構成市町村の議会への通知に関しましては、特段定めはございませんが、議決事件に掲載されております議事録等を当広域連合ホームページより住民の方を含め広く公表しているところでございます。

議員御提案の通知につきましては、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会日程(案)についてに議決事件等の掲載内容等を追記することを検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長(金城由美)

吉浜覚議員。

○吉浜覚議員

今、答弁では検討するということでしたけど、去った協議会の中で、私はその協議会に参加する前に、当該大宜味村の議会で派遣している議員からこの議会の報告が見えてこない、という形でなっているのかと、そのことを問われました。そしてほかの派遣している議員もいるんですが、そのことが見えないということで、同じようなことだと認識しております。

そういうことで検討するということなんですけど、私は行政と議会は両輪だと、これは皆さん方も言っていることだと思うんですけど、特に広域の前は行政と議会、それから広域の組織と私たちが今やっている議会は両輪じゃないかなと、同じことを共有する意味でも、私は前向きに検討するということであれば理解できるけど、検討だけでは済まされない部分があるのではないかというのは、1つは、議会でもそうですけど、この構成市町村でも、あるいは連合の仕事だというような雰囲気があります。

だから、みんなが当事者意識を持つためには、やはり共有する意味でも、ぜひ行政に通知していることと同じようにやっていただきたいと思いますが、もう一度答弁をお願いします。

○議長(金城由美)

嘉陽総務課長。

○総務課長(嘉陽宗彦)

先ほど申し上げましたとおり、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会日程(案)についてということで、年に一度、4月頃にこちらのほうを通知しておりますが、議決事件の掲載等の案内を追記することを前向きに検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長(金城由美)

吉浜覚議員。

○吉浜覚議員

前向きに検討するということでしたので、今の点を御配慮いただき、業務がスムーズに行われるように期待しておりますのでよろしくお願いします。

これで質問を終わります。

○議長(金城由美)

これをもって吉浜覚議員の一般質問を終わります。

次に、糸数貴子議員の一般質問を許します。

糸数貴子議員、登壇を願います。

○糸数貴子議員

那覇市選出の糸数貴子です。通告書を読み上げて一般質問を行います。

1. 被保険者の窓口2割負担について、2割負担の運用について受診控えなど起こっていないか、以前「影響等については状況を注視していきたい」と答弁があったが、現状について伺う。

2. 保険料の負担について、(1)保険料の負担について、今後も上昇していくと予測されるが見解を伺う。

(2)不納欠損となったケースについて、原因と課題を伺う。

以上です。再質問、要望は自席にて行います。

○議長(金城由美)

與那原事業課長。

○事業課長(與那原類)

糸数貴子議員の御質問にお答えします。

広域連合では月ごとの医療費の状況について統計を取り、負担ごとの被保険者数の状況を把握しております。新たに2割負担の制度が設けられた令和4年10月(2022年10月)以降につきまして、全被保険者数もそうですが、2割負担の被保険者数が増加しており、2割負担者全体の医療費についても増加傾向にあります。1人当たりの医療費は、対前月比の変動額はおおむね微増程度にとどまっており、大きな減少は見られません。

経過措置の影響もあるかと思いますが、1人当たりの医療費の動向からは、大きな受診控えなどはないものと考えております。

○議長(金城由美)

山城管理課長。

○管理課長・会計室長(山城敬)

糸数貴子議員の保険料負担について、2-(1)保険料負担について、今後も上昇していくと予測されるが見解を伺うについてお答えいたします。

保険料負担については、後期高齢者医療の制度

改正や被保険者数及び医療給付費の増加、財政状況等を総合的に鑑み、保険料率を試算した上で決定していきます。令和8年度から子ども・子育て支援金が保険料負担分として出てきますが、その他要因も含め令和7年度に試算するため、現時点で保険料率の改定見込みを出すことができない状況にあります。

2-(2)不納欠損となったケースについて、原因と課題を伺うについてお答えいたします。

不納欠損の主な原因といたしましては、生活困窮や被保険者の死亡、生活保護への移行等による納付困難が挙げられます。被保険者各々の実態に応じた徴収業務が課題となっております。

○議長(金城由美)

糸数貴子議員。

○糸数貴子議員

御答弁ありがとうございます。順次再質問させていただきます。

まず1番ですね。微増をしているということで、受診控えは今のところないだろうということで安心いたしました。

今、配慮措置があるということで、25年9月末までは配慮措置で3,000円を超えないということがありますが、そこを超えたときに受診控えまで起こるのではないかとちょっと懸念もあります。この配慮措置を延長してもらうとか、段階的にというふうに要望等をぜひしていただきたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長(金城由美)

與那原事業課長。

○事業課長(與那原類)

糸数貴子議員の再質問にお答えいたします。

広域連合では、全国後期高齢者医療広域連合協議会、全国広域連合長会議を毎年度開催し、内容を協議し、決定した要望書を厚生労働大臣に提出しております。後期高齢者医療制度の財政関連について、被保険者である高齢者にとって過度な負担とならないよう、財政安全化基金を保険料の増加抑制のために活用できる仕組みとして恒久化し、制度の安定化を図ることなどが予想されております。

今後も必要に応じて全国後期高齢者医療広域連

合協議会など関係機関と連携を図り、要望等を行ってまいりたいと考えております。

○議長(金城由美)

糸数貴子議員。

○糸数貴子議員

ぜひ負担がどんどん増えていかないように要望をお願いします。

通告の調整ではちょっと漏れていたんですが、すみません。以前、全国の協議会からコールセンターの設置を多分要望していたかと思います。2割負担についての、なかったですかね。

すみません、分からないようであれば大丈夫です。これは取り下げまして、分かりました。

2割負担のところで要望していただきたいと思います。

次、保険料の負担については今のところ、答えることはできないということでした。ただ多分増加傾向にあるというのは今までの例からいって、安くなるということはないのかなと思います。

(2)の不納欠損となったケースについての課題も伺いましたが、例えばコロナ禍とコロナ前と比べてどのような状況かというのをお願いします。

○議長(金城由美)

山城管理課長。

○管理課長・会計室長(山城敬)

糸数貴子議員の再質問にお答えいたします。

当該年度の主な欠損年度は、2会計年度前及び3会計年度前になります。保険料軽減なしで不納欠損となった実人数に関してですけれども、平成30年度から令和5年度までの6年間ですと特に新型コロナウイルスの影響はないものと思われまます。以上です。

○議長(金城由美)

糸数貴子議員。

○糸数貴子議員

ありがとうございます。幾つか質問させていただきましたが、趣旨といたしましては、高齢者のための医療制度である後期高齢者医療制度が高齢者の生活自体を圧迫するものになっていないかということを考えますと、連合長の見解を伺いたいですけれども、お願いします。

○議長(金城由美)

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

お答えいたします。

これは御承知のとおり、コロナの部分に関しても、コロナ明けから大変厳しい状況が続いているというようなことも御承知のとおりであります。

沖縄県においても高齢者の環境という部分からすると、やはり各市町村においても問題化されていると思うんですけど、うるま市の実情を申し上げますと、お一人でお暮しをしているお年寄りがだいぶ増えているというような形と、生活に関わる生活保護の受給世帯もだいぶ増えているということは、これは全国各地に比べても沖縄県の場合には、貧困と言われるのは、今注目されているのが貧困家庭と、子供たちというようなところで捉えがちではありますけど、そうではなく高齢者も貧困化しているということと、生活が苦になっていることはもう糸数議員、御承知のとおりであります。

今円安が進んでおりまして、物価も高騰している。沖縄県は給与所得も上がらないと、全国平均には到底近づけないような状況でありますので、こういったところを解消していくためにも、やはり沖縄振興策並びに多くの部分に関して、知事を含めて各市町村の首長が努力を申し上げて、国にその制度化を含めて行っていかなければならないということでもあります。

九州の後期高齢者の会議等も含めて、全国でも会議でこういった高齢者の負担というものに関しては、先ほど事務局からも説明したとおりでありますけど、恒久的にしっかりとその制度を構築するというのが大事なことであり、さらに保険機関、保険的な部分も含めて、特に介護もそれに関わってくると思っておりますので、そういった部分を連携しながらしっかりと対応方を進めるためにも、我々がこれから努力できる点は多くあると思います。

これから負担を軽減できる部分、さらには負担を求めない部分、多くの国民・県民の負担をどうにか減らしていくような制度化に対しても、これから我々はしっかりと対応していくべきだろうと感じておりますので、糸数議員におかれましても、

今後、こういった場で発言をしていただき、さらに地元の議会に帰った際にも、こういった発言をしていくことによって、我々も後押しをする力になるところにありますので、どうぞ今後とも御指導、御鞭撻のほどお願いを申し上げ、御理解をいただきたいと思います。以上であります。

○議長(金城由美)

糸数貴子議員。

○糸数貴子議員

御答弁ありがとうございます。

一緒になって沖縄の高齢者のことを考えていきたいと思います。ぜひ連合の皆さんにも頑張っていて、沖縄発信の要望等を今後もぶつけていってくださいということを要望して終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長(金城由美)

これをもって糸数貴子議員の一般質問を終わります。

以上で、通告されました一般質問は全て終了いたしました。

○議長(金城由美)

続きまして、日程第14、これより討論・採決を行います。

承認第1号、専決処分の報告及び承認を求めることについて（沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）。

本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長(金城由美)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(金城由美)

これより承認第1号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(金城由美)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長(金城由美)

承認第2号、専決処分の報告及び承認を求めることについて（沖縄県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）。

本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長(金城由美)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(金城由美)

これより承認第2号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(金城由美)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定されました。

○議長(金城由美)

承認第3号、専決処分の報告及び承認を求めることについて（沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）。

本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長(金城由美)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(金城由美)

これより承認第3号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(金城由美)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定されました。

○議長(金城由美)

議案第6号、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

について。

本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(金城由美)

これより議案第6号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(金城由美)

認定第1号、令和5年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について。

本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(金城由美)

これより認定第1号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(金城由美)

認定第2号、令和5年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算認定について。

本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(金城由美)

これより認定第2号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(金城由美)

議案第7号、令和6年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)について。

本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(金城由美)

これより議案第7号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(金城由美)

議案第8号、令和6年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)について。

本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(金城由美)

これより議案第8号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(金城由美)

続きまして、日程第 15、議会運営委員会の閉会中の継続審査の申出についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第 73 条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長(金城由美)

御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

休憩いたします。

（午前11時46分 休憩）

（午前11時48分 再開）

○議長(金城由美)

再開いたします。

議長諸般の報告を行います。

私は、令和 4 年11月より、広域連合議会議長を務めてまいりましたが、議会議員選出委員の任期が令和 6 年 9 月27日までとなっております。

任期満了から 2 月定例会までの期間、議長の席が空席のままでは広域連合の議会運営に支障をきたすことを危惧しております。

そこで議会運営を円滑に進めるため、先ほど休憩中に議長辞職願を玉那覇登副議長へ提出いたしました。

議員のお手元に追加議事日程 1 を配付しておりますので、御覧ください。

○議長(金城由美)

追加日程 1. 議長の辞職の許可について。

私の一身上に関することですので、副議長と交代をし、退席いたしたいと思います。

（金城由美議長退場）

○副議長(玉那覇登)

これより、地方自治法第106条の規定により、副議長が議長の職務を行います。御協力お願いいたします。

先ほど金城議長より議長の辞職願が提出されております。

議長の辞職は、地方自治法第108条の規定に基づ

き、議会の許可が必要となります。

それでは、事務局長に辞職願を読み上げさせます。

比嘉事務局長、お願いします。

○事務局長(比嘉哲也)

読み上げます。

沖縄県後期高齢者医療広域連合議会副議長 玉那覇登殿。

沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議長 金城由美。

辞職願。

このたび、一身上の都合により、令和 6 年 8 月 23 日付で議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

○副議長(玉那覇登)

お諮りします。

金城由美議長の議長辞職については、許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長(玉那覇登)

異議なしと認めます。

よって、金城由美議長の議長辞職を許可することに決定しました。

休憩します。

（午前11時49分 休憩）

（午前11時49分 再開）

（金城由美議員入場）

○副議長(玉那覇登)

再開します。

ただいま議長が欠けましたので、議長選挙を日程に追加し、追加 2 の日程第 1 として選挙を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長(玉那覇登)

異議なしと認めます。

したがって、議長選挙を日程に追加し、追加 2 の日程第 1、議長選挙を行うことに決定しました。

○副議長(玉那覇登)

追加 2 の日程第 1、議長選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(玉那覇登)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については議長が指名することにしたと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(玉那覇登)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

議長に岸本一徳議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました岸本一徳議員を議長当選人と定めることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(玉那覇登)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました岸本一徳議員が議長に当選されました。

当選人がこの議場にありますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

岸本一徳議員、議長当選承諾及び挨拶をお願いします。

○議長(岸本一徳)

皆さん、こんにちは。宜野湾市の岸本一徳でございます。

議長の就任に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方の御推挙により、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会議長の要職に就くことになりましたことは、誠に光栄でございます。その重責を痛感しているところでございます。

この後期高齢者医療制度は、県内高齢者の健康維持及び県民生活につきまして、重要かつ大切な

制度であることを自覚して、高齢者の意見を十分に反映し、後期高齢者の医療に関する重要な事項を決定することが本議会の職責であると思っております。

微力ではございますが、議会の円滑な運営のため、誠心誠意、努力いたす所存でございます。

議員の皆様におかれましても、一層の御協力を賜りますようお願い申し上げ、議長就任の御挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願い申し上げます。ありがとうございました。

(拍手)

○副議長(玉那覇登)

岸本議長、ありがとうございました。

それでは、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会第8代議長に就任されました岸本議長、議長席にお着き願います。

これをもって、議長の職務代理を終了いたしました。御協力ありがとうございました。

しばらく休憩いたします。

(午前11時54分 休憩)

(午前11時54分 再開)

○議長(岸本一徳)

再開いたします。

それでは、追加2の日程第2、議席の一部変更を追加します。

休憩します。

(午前11時54分 休憩)

(午前11時55分 再開)

○議長(岸本一徳)

再開いたします。

議席は、会議規則第4条の規定により、議長において指名することになっております。

新議長については、本会議中は議員として発言する場合以外は常に空席になるので、最後の25番の席に指定いたします。

○議長(岸本一徳)

続きまして、追加2の日程第3、議長の議会運営委員の辞任の件を議題として追加いたします。

なお、本件については議長自身に関することとなりますので、地方自治法第117条の規定により、除斥されますので、退席いたします。

(岸本一徳議長退場)

○副議長(玉那覇登)

本件は、地方自治法第106条の規定により、副議長が議長の職務を行います。

先ほど、岸本一徳議長から、その職責上の理由によって、議会運営委員を辞任したいとの申出があります。

お諮りします。

本件は、申出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(玉那覇登)

異議なしと認めます。

したがって、岸本一徳議長の議会運営委員の辞任を許可することに決定しました。

休憩します。

(午前11時57分 休憩)

(午前11時57分 再開)

(休憩中に岸本一徳議長入場)

○議長(岸本一徳)

再開いたします。

続きまして、追加2の日程第4、議会運営委員の選任を議題といたします。

当広域連合議会運営委員会の委員の定数は、委員会条例第1条第2項の規定により7名となっておりますが、現在1名欠員となっております。

議会運営委員の選任につきましては、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例第3条第1項の規定に基づき、後任の委員として、糸満市議会の浦崎暁議員を指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました浦崎暁議員を議会運営委員会の委員に選任することに決定いたしました。

○議長(岸本一徳)

ここで、金城議員より発言の申出がございますので、これを許します。

金城議員、御登壇願います。

○金城由美議員

皆様、改めまして、こんにちは。金城由美でございます。

先ほど議長許可についてお諮りいただき、ありがとうございます。任期最後の定例会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに議員並びに執行部、議会事務局の皆様のお協力のもと、無事、議長としての責務を果たすことができましたことを心より厚く御礼申し上げます。

本日就任なされた岸本議長をはじめ、議員各位が後期高齢者医療制度の充実、発展を目指し、執行部の皆様と議論を深めていただくことを心より御祈念を申し上げまして、私の挨拶といたします。誠にありがとうございました。

(拍手)

○議長(岸本一徳)

ただいま金城議員の御挨拶が終わりました。大変に御苦労さまでございました。お疲れさまでございました。

最後に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。

本定例会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

○議長(岸本一徳)

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

○議長(岸本一徳)

これで、令和6年第2回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

(午後0時01分 閉会)

~~~~~

上記のとおり会議録を調製し、署名する。

令和6年(2024年)8月23日

議 長 岸 本 一 徳

副 議 長 玉 那 覇 登

署名議員 國 吉 雅 和

署名議員 福 地 義 広